

# 三股町奨学資金 平成 31 年度 奨学生募集要項

出願書類受付期間：平成 31 年 4 月 1 日(月)～4 月 12 日(金)【土曜・日曜を除く】

＜受付時間：8 時 30 分～12 時 15 分 13 時 00 分～17 時 00 分＞

## ＝ 三股町奨学資金の概要 ＝

三股町奨学資金は、学業・人物ともに優秀かつ健康な学生を対象とした奨学資金です。無利子の貸与型奨学資金で、卒業後に全額を返還していただきます。返還の期間は、貸与を受けた期間の2倍の期間以内となります。

奨学生となることを希望される場合は、この募集要項をよく読んで、将来の生活設計(期間内の全額返還が可能かどうか)について、保護者等と相談しよく考えたうえで申し込んでください。

貸与につきましては、4 月に出願されたものが 5 月中旬の奨学資金審査委員会の審査を経て決定され、最初の貸与は6月からとなります(4月～6月分の 3 ヶ月分が初回にまとめて貸与され、その後は1ヶ月分ずつ貸与)。

## 1. 出願資格

- ① 父母またはこれに代わる法定代理人が三股町に住んでいること。
- ② 大学・短期大学・専修学校(注1)・高等専門学校・高等学校(通信制・定時制過程を除く)に在学し、学校長または卒業した学校の校長の推薦があること。
- ③ 学業・人物ともに優秀かつ健康で、経済的理由により修学が困難(注2)であること。
- ④ 高等学校生・高等専門学校生は日本学生支援機構その他の法人、団体から学資の支給または貸与を受けていないこと。大学生・短期大学生・専修学校生は都城育英会から学資の支給または貸与を受けていないこと。(注3)【重要】

(注1) 専修学校のうち、次の要件を全て満たす学校のみ対象となります。各自で在学の学校等にご確認ください。

- 1) 専門課程(入学資格が高卒以上※)
- 2) 年間授業時数が 800 時間以上
- 3) 教育を受ける者が常時 40 人以上

※ 専修学校には、省庁大学校や、公共職業能力開発施設・職業訓練施設などの施設は含まれません。また、専修学校「高等」課程・専修学校「一般」課程・各種学校も対象外となっていますのでご了承ください。

(注2) 経済的理由により修学が困難な状況は、世帯の収入・所得状況を次の基準に照らして判断します。

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種資金の対象となる者と同程度の状況※であること。

※ 提出された書類によって、奨学資金審査委員会が判断します。

＜収入・所得の上限額の目安＞

世帯人数	給与所得者(収入額)	給与所得以外(所得額)
3 人	1,009 万円以下	601 万円以下
4 人	1,100 万円以下	692 万円以下
5 人	1,300 万円以下	892 万円以下

(注3)他の奨学資金制度との併願・併給の可・不可にご注意ください。

- 1) 三股町奨学資金に出願される方のうち、**大学・短大・専修学校の新入学生は、(公財)都城育英会と併願**が条件となります。ただし、**併給はできません。**※
- 2) 三股町奨学資金との併願および併給を禁止している団体もありますので、複数出願する際は各自ご確認ください。
- 3) 併願などにより三股町奨学資金を辞退する可能性のある人は、出願の際にお申し出ください。辞退された場合に、ほかの志願者を採用することがあります。  
※ 三股町奨学資金は、都城育英会に採用されなかった人を対象に、予算の範囲内において学資を援助しようとするものです。

## 2. 採用予定人数

平成31年度新規貸与 大学程度 6名 高校程度 2名 (いずれも予定)

## 3. 貸与月額(無利子)

大 学 生	25,000円	高 等 学 校 生	10,000円
短 期 大 学 生	25,000円	高 等 専 門 学 校 生	10,000円
専 修 学 校 生	25,000円		

## 4. 貸与期間

平成31年4月 から 2020年3月 までの 1年間※

※ 在学期間中で引き続き貸与を希望する場合は、毎年3月に継続の手続きが必要です。

## 5. 貸与方法

毎月10日、口座へ送金※

- ※ 採用が決定した後に、奨学生本人名義(原則)の口座が必要となります。
- ※ 貸与開始年度の4~6月分は6月末日までにまとめて送金します。

## 6. 返還方法

- ① 貸与が終了した月の翌月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内※
- ② 月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択
- ③ 口座引落もしくは納付書納付(コンビニ納付可能)

- ※ 貸与期間4年の場合→8年以内、2年の場合→4年以内となります。
- ※ 修学は継続でも貸与は中止する場合などは、返還開始を延期することができます。
- ※ 期間内の繰り上げ返還なども可能です。

## 7. 出願提出書類

- ① 奨学資金貸与申請書(様式第1号)
- ② 奨学生推薦書(様式第2号)【注意：開封無効】
- ③ 学業成績証明書(学校所定のもので、公印が押されたもの)【注意：開封無効】
- ④ 平成30年分の所得を証明する書類
- ⑤ 滞納のない証明書(三股町税務財政課発行)【注意：2ヶ月以内に発行されたもの】
- ⑥ 在学証明書(学校所定のもの)
- ⑦ 家族構成表(様式第3号)
- ⑧ 出願確認書(様式第4号、大学・短大・専修学校の新入学生のみ、)  
【注意】提出書類の詳細については、別紙「提出書類の注意事項」を熟読してください。

## 8. 出願書類受付期間

平成31年4月1日(月)～4月12日(金) (土曜・日曜を除く)

受付時間：8時30分～12時15分 13時00分～17時00分

## 9. 提出および問い合わせ先

三股町教育委員会 教育課 学校教育係 奨学資金担当

住 所：宮崎県北諸県郡三股町五本松 8 番地 1(中央公民館内)

電 話：0986-52-9314(直通)

e-mail：kyoiku-k@town.mimata.lg.jp

- ① 出願にあたり提出された書類の個人情報については、三股町教育委員会が奨学資金業務で利用するものであり、その他の目的に利用することは一切ありません。ただし、不採用になった場合であっても提出書類は返却しませんのでご了承ください。
- ② 出願時の提出書類は、できるだけ直接お持ち込みください。ご来訪の際にその場で書類審査を行い、不備がある場合は訂正します。そのため、願書で使用している印鑑(1つ)をご持参ください。
- ③ やむなく郵送で提出される場合には、提出時期にご注意ください。提出期間の終盤に郵送提出されると、不備があった場合に訂正等の時間がなくなる場合があります。
- ④ メール等で問い合わせをされる場合には、不要な個人情報の記述は避けるようお願いいたします。

## 提出書類の注意事項 (三股町奨学資金出願)

### ① 奨学資金貸与申請書(様式第1号)

- ・ 申請者の氏名は必ず**本人が自署**し、押印すること。
- ・ 申請者と保護者の印鑑は、違う印鑑を使用すること。
- ・ 印鑑はシャチハタ印などのスタンプ(ゴム)印は使用しないこと。

### ② 奨学生推薦書(様式第2号)

- ・ 新入学生は、直前に卒業した学校長の推薦書を取得すること。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得しておくこと。
- ・ 新入学生以外の在學生は、現在在学する学校長の推薦書を取得すること。
- ・ いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、**開封しないまま封筒ごと提出**すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

### ③ 学業成績証明書

- ・ 新入学生は、直前に卒業した学校所定のもので、公印が押されたもの。
- ・ 新入学生以外の在學生は、現在在学する学校所定のもので、公印が押されたもの。
- ・ いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、**開封しないまま封筒ごと提出**すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

### ④ 平成 30 年分の所得を証明する書類

- ・ **収入があり同一の生計※1 であるすべての人**について、次のいずれかの書類を提出すること。
  - a) 給与所得者※2：雇用主が発行する「平成 30 年分給与所得の源泉徴収票」の写し
  - b) 自営業者※3：「平成 30 年分所得税の確定申告書」の写し
  - c) 年金受給者：「平成 30 年分の公的年金等源泉徴収票」の写し
  - d) 保険外交員等：「平成 30 年分報酬・料金・契約金または償金の支払い調書」の写し

※1 「同一生計」とは、生計を共にする家族で、例えば単身赴任中であっても、家族の生計に関わる者は同一生計とみなします。以下、この書類において同様です。なお、判断に迷う場合はご遠慮なくお問い合わせください。

※2 複数の事業所から給与を受けている場合は、全ての源泉徴収票を提出してください。また、当該年に給与所得以外の所得があつて確定申告をされた場合には、b)自営業者の例に沿って確定申告書の写しを提出してください。その際は、源泉徴収票の提出は必要ありません。

※3 給与を受けていても、給与所得以外の所得がある場合には、自営業者とみなします。給与所得以外の所得が定常的なものかどうかは、こちらで判断します。

**【注意】**いずれも、**市町村長が発行する『所得証明書』ではありません**。出願時期に平成 30 年度の所得証明書は発行されません。

⑤ 滞納のない証明書

- ・ **収入があり同一の生計※1 であるすべての人**について、**三股町役場税務財政課※4**にて取得し提出すること。
- ・ 出願申請書期日の2ヶ月以内に発行されたもの。

※4 単身赴任中などで他市町村に転出されている場合も、三股町在住時の証明が発行されます。ただし、兄弟などで三股町在住時に収入がなかった者については、発行されないので提出する必要はありません。なお、現住他市町村の同様の証明を取得する必要はありません。

⑥ 在学証明書

- ・ 平成31年度の在学を証明するもの。
- ・ 新入学生は、進学する学校のもの。

**【注意】合格通知書は在学を証明するものではありません。**

⑦ 家族構成表(様式第3号)

- ・ **同一の生計であるすべての人**を家族※5として記入すること。
- ・ 氏名・続柄。年齢等を平成31年4月1日現在で記入すること。
- ・ 連帯保証人※6は、2名を用意すること。
- ・ 連帯保証人のうち1名は、家族内であって申請者の父母・兄弟姉妹またはこれに代わる法定代理人でよい。
- ・ 連帯保証人のうち1名は、家族以外であって、**独立して生計を営む奨学資金を返還する能力のある成人**であること。
- ・ 家族構成表の連帯保証人欄には、**家族以外の連帯保証人を記載※7**すること。

※5 住民票上の「世帯」とは異なります。

※5 就学・病気療養などで一時別居している人も記入してください。

※5 すでに就業している兄弟姉妹の方で、別居して生計も分離している場合は、記入する必要はありません。

※6 「連帯保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負います。

※7 記入にあたっては、必ず自筆で署名してもらってください。なお、採用決定後に提出してもらう誓約書にて、正式に署名捺印等の手続きをしていただきます。

⑧ 出願確認書(様式第4号)

- ・ 大学・短大・専修学校の新入学生は(公財)都城育英会に申し込んだ際、出願確認書に都城育英会からの確認印を取得し提出すること。
- ・ 新入学生以外の在学生および高校等の新入学生は、(公財)都城育英会に出願できないので、提出は不要。

⑨ その他

- ・ 障がいのある人がいる世帯の場合は、出願書類提出時に障がい者手帳をお持ちください。
- ・ 母子(父子)家庭である世帯は、出願書類提出時に証明できるものをお持ちください。
- ・ 長期療養中の人がある世帯の場合は、療養のため特別な支出をしている年間金額が分かるものの写しを提出書類として添付してください。
- ・ 家計支持者が別居している世帯の場合は、別居のため特別な支出をしている年間金額が分かるものをお持ちください。